

令和元年 11月22日

福島県知事

内堀 雅雄 様

令和元年台風第19号等の被害に係る

緊急要望書

福島県議会 県民連合議員会

会長 瓜生 信一郎

大型で強い勢力のまま本県に上陸した台風第19号は、数十年に一度の降雨量が予想される大雨特別警報が本県で初めて発令される中、これまで経験したことのないような豪雨をもたらし、県内の広い範囲で河川の氾濫やがけ崩れ、土砂の流出などが発生しました。

県民の生活拠点となる住宅を始め、道路、橋梁、河川等の土木施設、病院や社会福祉施設、学校教育施設、商業施設や工場等の事業所、農地や農業施設等に甚大な被害が生じており、住民生活や経済活動に深刻な打撃を受けております。

このため、県及び市町村においては、被災地の応急復旧や避難者の方々の支援に取り組んでいるところであります。

しかし一方で、被災者の方の住宅再建を支援する被災者生活再建支援法の支援対象は、「全壊世帯」、「大規模半壊世帯」等に限られ、多数に上ると想定される半壊以下の世帯については支援対象となっておりません。

住み慣れた住宅に水害を受けた県民が元の生活を取り戻すためには、多大な負担がかかることから、被災者の経済的負担を軽減し、少しでも早く生活再建を進めていただくため、被災者生活再建支援法の対象とされていない床上浸水の被害を受けた世帯に対し、県と市町村が連携して支援を行うよう、福島県議会県民連合委員会として緊急に要望します。